

生活再建支援策等に関する説明会 議事録

開催日時：令和5年4月13日（木） 午後2時00分から

会 場：湯河原町防災コミュニティセンター

※議事録中の「○○」は個人の名前や住所に関する発言のため、表記を控えているものです。

■（司会）三枝 健康福祉部長

本日はお忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより生活再建支援策等に関する説明会を開会させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます、健康福祉部の三枝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、熱海市稲田副市長より開会のご挨拶を申し上げます。

■稲田 副市長

副市長の稲田と申します。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、生活再建支援策等に関する説明会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

警戒区域解除に向け、警戒区域内の自宅に戻られる皆様は、帰宅前に自宅の補修や修繕、またライフラインの確認作業等を行っていただく必要がございます。市といたしましては、これらの帰還のための準備作業等を警戒区域解除前にスタートさせたいと考えていることから、行政代執行によります不安定土砂の撤去が完了しておりませんが、この時期に説明会を開催させていただきました。

本日の説明会では、次第にありますように、まず市長から警戒区域解除予定日、及び生活再建支援策の概要について説明をさせていただきます。その後、担当課長より市が行う支援策の詳細について説明をさせていただくとともに、被災者生活再建支援法に基づく加算支援金についてや、各支援策の申請手続き、スケジュール等について説明をさせていただきます。また、市では伊豆山警戒区域内の帰還のための準備作業を、警戒区域解除前にスタートさせたいと考えていることから、現時点での警戒区域解除予定日におけますライフライン復旧予定エリアをお示しするとともに、この説明会以降、警戒区域解除日まで被災者の皆様に行っていただく作業スケジュールについて、お知らせをいたします。どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

■（司会）三枝 健康福祉部長

それでは続きまして、本日の説明会の流れについてご案内を申し上げます。本日お配りいたしました資料のうち、生活再建支援策等に関する説明会と書かれた次第をご

覧いただきたいと思います。ただいま副市長からもご案内がございましたが、この後はこの次第に沿って順次ご説明をさせていただき、すべての説明が終わりましたら、ご質問にお答えする時間を設けさせていただきたいと思います。お時間の目安でございますが、説明及び質疑応答にそれぞれ45分程度。全体では1時間30分。午後3時30分頃の閉会を予定しておりますので、円滑な進行にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、報道機関の皆様を確認のお願いでございます。取材については、この説明会が終わるまで可能とさせていただきますが、皆様方にご配慮いただきながら、取材活動をしていただきますようお願いいたします。

それでは、早速説明の方に移らせていただきます。初めに警戒区域解除予定日及び生活再建支援策の概要について、齊藤市長より説明をさせていただきます。

■齊藤 市長

本日は大変お忙しい中、説明会へご出席いただき、誠にありがとうございます。

一昨日の4月11日に市役所で行われた説明会でございますが、引き続き、本日ここ、湯河原町の防災コミュニティセンターで説明を行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

現在、災害対策基本法第63条の警戒区域が設定される中、被災者の皆様には、長期にわたる避難生活、大変ご苦勞またご不便をおかけしているところでございます。市といたしましても最優先課題である伊豆山土石流災害からの復旧復興に向けて、1日でも早く、そして1人でも多くの被災者の皆様に、住みなれた伊豆山の地へ戻っていただけるよう、全力を挙げて被災地域の社会基盤の整備を進めるとともに、生活再建支援策を講じて参ります。

この社会基盤整備と生活再建支援を進めるため、4月1日から市役所の組織の見直しを行いました。観光建設部の中に、復興に係る社会基盤整備事業の調整を行う復興調整室を設けました。そして、健康福祉部内に被災者支援室を設け、被災者の皆様の生活再建に係る相談窓口を一本化させていただきました。また、一昨年令和3年10月に開設しました伊豆山ささえ逢いセンターでは、生活支援相談員による訪問活動を中心とした見守り、また相談支援を行って参りましたが、今後の警戒区域の解除を踏まえ、伊豆山地域に戻られる方、また新たな場所での生活再建をされる方など、それぞれの状況を丁寧に伺いながら、被災者の皆様への支援を引き続き行って参ります。

それでは、災害対策基本法第63条の警戒区域の解除予定日について申し上げます。市ではこれまで、国の直轄工事による新設砂防堰堤の完成と、県の行政代執行による源頭部の不安定土砂の撤去を前提に、今年の夏の終わりまでには警戒区域を解除したいという意向を示して参りました。そしてこの度、砂防堰堤が完成し、源頭部の不安定土砂の撤去も5月末に予定されていることから、本年9月1日を警戒区域の解除予定日とい

たします。

警戒区域内の自宅に戻られる皆様は、事前に自宅の補修、また修繕、クリーニング等を行っていく必要がございます。また、上下水道、電気、ガス等のライフラインが使用できるかの確認が必要となります。市としては、これらの帰還のための準備作業を警戒区域解除前にスタートする必要があることから、不安定土砂の撤去がまだ完了しておりませんが、この時期に説明会を開催し、解除予定日を公表させていただくこととした次第でございます。なお、今後不安定土砂の撤去が完了した際に、改めて解除日を正式に発表させていただきます。

次に生活再建支援策についてであります。まず1点目として、生活再建までの住宅支援として、災害救助法による支援終了後も住宅支援を継続いたします。支援する期間は原則、警戒区域解除後3ヶ月までといたします。ただし、警戒区域内の自己所有の自宅にお戻りになる場合は、ライフライン、道路河川の復旧等、戻れる環境が整うまでの間とさせていただきます。

2点目は、引越しにかかる費用として、現在皆様がいらっしゃる応急仮設住宅から恒久住宅へ引越しをする際に、1世帯30万円を支給いたします。これは恒久住宅が警戒区域の内外にかかわらず、また市外や県外であっても支給をいたします。

3点目は、引越しにかかる費用の上乗せ支援といたしまして、警戒区域内の自己所有の自宅に戻る被災者の皆様へ、引越しにかかる費用に100万円を上乗せして支給をいたします。

4点目は、住宅再建のための借入に係る利子助成支援として、警戒区域内に自宅を新築、購入、または補修する際に融資を受けた場合、その借入額のうち、1,000万円を上限として、その利子分を助成いたします。

5点目は、被災エリアの健全な復興と良好な住環境整備のための支援として、家屋の解体支援を行います。これは公費解体の該当にならない警戒区域内の無被害を含む家屋を解体する場合に、解体費用の2分の1、上限500万円を助成するものであります。

以上が、市が行う生活再建支援策ですが、ただいま私が口頭で申し上げた内容の詳細について、この後、担当職員から詳しく説明をさせていただきます。また、被災者の皆様に行っていただく帰還のための作業スケジュールにつきましても、担当職員から説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

■（司会）三枝 健康福祉部長

ただいま市長より、警戒区域の解除予定日、及び生活再建支援策の概要について説明がございました。ご質問等につきましては、すべての説明が終わってからとさせていただきます。

それではここからは、詳細についての説明に入らせていただきます。まず初めに、生活再建支援策につきましても、長寿介護課より詳細を説明させていただきます。

■小山 長寿介護課長

皆様こんにちは。長寿介護課長の小山と申します。本日は、お時間をとっていただき、ありがとうございます。

私の方からは、今齊藤市長からご案内をさせていただきました被災者の方への生活再建に向けた支援策について、ご説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料2と書かれたホチキスでとめた資料のほうを、お手元の方にご用意ください。前のスクリーンの方に同じ画面をお出ししております。横の画面の方にもお出しをしております。資料の右下に番号が振ってございます。そちらの番号をご案内しながらご説明いたしますので、どうぞお手元の資料をご覧になりながら聞いていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは私の方から先ほど5つ、市の方で支援策を出させていただきました内容について、順次ご説明をさせていただきます。それから、国の被災者の生活再建支援制度の支援金、こちらは皆様、全壊になられた方、長期避難世帯の認定を受けた直後に、基礎支援金のご申請をすでにいただいているかと思います。この後、皆様に再建に進んでいただいた際に、その再建の方法によって、国の支援金の申請ができますので、そちらのご案内も最後にさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、最後にまたご案内いたしますが、この4月から長寿介護課の中に被災者支援室という室が新たに設置されました。場所は福祉センター、こちらの3階になります。こちらでは、皆様のいろんなお話をお伺いさせていただきながら、個々にどんなご支援をさせていただけるかというようなことを細かく丁寧にご案内させていただきますと思っております。

本日ご案内する支援策については、今、受付けをさせていただく準備を進めさせていただいております。申請自体は、6月1日を予定として準備を進めておりますので、また皆様にお手続きをしていただけるようになりましたら、改めてご案内をさせていただきたいと思っております。

それでは皆様、2番目の資料をご覧ください。はじめに住居支援というところになります。こちらにつきましては、皆様、今、応急仮設住宅の方にお住まいいただいているという状況でございます。こちらについて、先ほど市長からご案内ありました9月の1日を解除とした場合、最大そこから3ヶ月間を生活再建支援の期間ということで、例えば9月の1日に解除ができたということであれば、11月までご支援を続けさせていただきたいと考えております。なお、警戒区域の解除がされても、区域の中にお戻りになる方で、ライフラインが復旧していない場合、もしくは戻って自分のご自宅を建て直される方。そういった方については、もうしばらくお時間がかかりますので、こちらまでしっかりとご支援をさせていただきたいと考えております。

右側に質問というふうに書いてあります。もし解除後に、今皆様がいらっしゃる応急仮設住宅でそのまま生活を再建したいとお考えの方、中にはいらっしゃるかと思います。

その場合、引き続きその住宅に住むことができるのか、というようなご質問いただいた際に、市営住宅、県営住宅に今入居されていらっしゃる方については、解除をもって、市営住宅、県営住宅に入る時の所得の要件が発生してきますので、今の状況で入居が可能かどうかという判断を、またご案内させていただくような形になって参ります。

民間の賃貸住宅に今お住まいでいらっしゃる方。この方が戻らずに、そのまま今の賃貸住宅へ住み続けたいというようなご希望がある方。こちらの方については、それぞれに違う大家さんにご契約をいただいておりますので、被災者支援室が間に入りまして、大家さんとの契約の中で継続のご案内ができるのかどうかを、確認させていただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この後皆様がどのような再建をするかによって、今、応急仮設に住んでいらっしゃる方のお手続きというのが必ず発生して参ります。これは、個々の状況、それからこの後どのように再建をされるかによって、手続きの内容がいろいろ変わって参りますので、ここはお1人お1人のお話をお伺いしながら、手続きのサポートをさせていただきたいというふうに考えております。

次の資料の3をご覧ください。こちらは、今お話をした住居の支援の期間を、図にお示ししたものになります。見方としますと、自己所有のご自宅で被災をされた方が、生活再建を伊豆山の区域の外で再建をお考えの方については、9月1日の解除の3ヶ月後まで、ここまでの間に生活再建を区域の外でお考えをいただきたいというところになります。

被災をされたときに、アパート、借家にお住まいだった方。今現在応急仮設住宅に住んでいただいておりますけれども、9月1日で解除になった場合、こちらも解除後3ヶ月の間に、次の恒久的な住宅へ生活再建をしていただく、という形になります。

先ほど帰還をしたいけれども、どうしてもエリアの中でまだ戻ることができないという方々、そういった方については、居住支援を継続させていただきたいというふうに考えております。

次の資料をご覧ください。次に引越しかかる費用のご支援になります。こちらにつきましては、今現在、応急仮設にお住まいの皆様が、この後新たに生活を再建する場所へ移っていただく際にいろんな費用がかかって参ります。その費用のご支援といたしまして、1世帯当たり30万円、単身世帯の方は22万5000円、こちらは定額でご支援をさせていただきたいというふうに思っております。ご申請の際には、生活再建をしていただいたことがわかる、転居先の確認ができるもの等をご提示いただくということを今想定しております。例えば、応急仮設住宅にそのまま居住し今いらっしゃる所で生活を再建されるという方。引越しはしないけれども、解除になったときに、エリアの中にまだご自宅にお荷物があつたり、そういった方もおられるかと思えます。そのようなお荷物を解除後に運んでいただく。そのようなところで、作業が発生するようなことも想定がされますので、今回のこの引越しのご支援という30万円については、引越しの

業者さんにお支払いするものだけではなくて、引越しかかる諸々のお手続きにかかるようなものを、こちらの30万円の支援の方で、皆様にお使いいただきたいということでございます。

質問の2番目になります。現在、応急仮設住宅にいらっしゃる方で、一つのお宅に2世帯の方がお住まいになられてる方もおられます。この後再建をするときに、別々の場所で生活を再建される場合。そうしますと、引越しも2ヶ所ということになりますので、もしこのような方がおられましたら、それぞれのご世帯に引越しのご支援をさせていただきたいというふうに思っております。

次に右下5番目の資料になります。引越しかかる上乗せの支援というものです。こちらはどのような方が対象になるかということですが、被災エリアの中に被災された家屋が残っていて、今長期避難ということで避難をしていただいている方。解除になったと同時に、お宅へ戻りたいとお考えいただいている方。この方についてはお宅に戻る際に、かなり長い間不在にされていたことで、お家がかかり傷んでしまっているかと思えます。そのようなときに、クリーニングであったりとか、簡単な補修であったりとか、そんなようなものの費用が発生するかと思えますので、こちらについては、そういったところの費用として1世帯当たり100万円、単身の方で75万円というご支援を考えております。

こちらは、最後にまたご説明します国の生活再建支援金という支援金の、加算支援金が被災住家に戻られる長期避難世帯の方については、こちらの加算支援金の対象にならないということが分かっておりますので、そういったところを踏まえて、戻っていただく際の上乗せということで、100万円ご支援させていただきたいというふうに考えております。

続きまして資料の6になります。住宅再建のための借入れに係る利子助成支援ということになります。被災者の方で、警戒区域の中にご自宅を新築、または購入、それから補修等する目的で融資をこれからお考えの方。そちらの方につきましては、借入額、これは1,000万円を超える場合は、1,000万円を上限とさせていただきますが、そちらに係る利子の分を、市のほうで助成させていただきたいというふうに考えております。もしこのようなことをお考えの方がおられましたら、被災者支援室の方へ一度ご相談いただければと思います。

次に資料7になります。家屋の解体支援になります。こちらは今現在、警戒区域の中で、半壊以上の方につきましては、ご希望により市の方で公費解体という形で解体のほうを進めさせていただいております。すでにご申請をいただいているかと思えます。今回、その公費解体の該当ではない半壊未満のお宅の方。被災エリアの中で、半壊未満のお宅の方が生活の再建をされるときに、そちらの被災された住宅へ戻らずに、今いらっしゃる場所で生活を再建される、または外で再建をされるとき、元いたお宅の方がそのままになってしまう。そういったことも想定されます。ただ、そのお家の解体等をお

考えの場合に、こちらの制度を使ってお考えの方におられましたら、被災者支援室の方へご相談いただければと思います。

次に資料の8になります。被災者の生活再建支援金、こちらが冒頭ご案内をいたしました国の制度になります。皆様には、先ほど申しましたが、基礎支援金という支援金については、すでに皆さんご申請をいただいているのかなというふうに思っております。この後再建の方法によって、加算支援金という支援金を国のほうへ申請をすることができます。

例えば全壊の方が新しく建設、購入される場合。こちらについては200万円の加算支援金。それから全壊の方が賃貸住宅へお住まいになる場合。こちらについては賃貸住宅の契約をもとに50万円の支援金。こちらを申請することができます。ただ、国のこの支援金については、市営住宅、県営住宅で生活を再建される方については該当になりません。民間の賃貸住宅で生活を再建される方が該当ということになります。

この中で、先ほど申しました長期避難世帯の認定を受けてらっしゃる方が、そこに補修するという項目があるんですけれども、こちらについて長期避難世帯の方の場合、被災住家を補修するときは、この国の支援金は申請をすることができません。ですので、今回、市のほうで上乗せの支援金というのをご用意させていただきました。

この加算支援金は申請の期限というのがあります。全壊解体等の方については発災後の37ヶ月ということで、令和6年8月までが期限になってございます。ただ、全壊された方で、伊豆山の地域へ戻って生活再建お考えの方、この後解除をもつてもすぐにお戻りいただくことが難しいという状況でありますので、もしこの6年8月までにご申請が難しいということであれば、市の方が県を通じてこの期間の延長を申し立てて参りたいというふうに考えてございます。

それから、長期避難世帯の認定を受けてらっしゃる方が、この支援金を申請する場合は、長期避難世帯の認定期間内に申請をしていただく必要がございます。例えば、今現在長期避難の認定を受けてる方で、賃貸住宅で生活を再建したいとお考えの方。こちらについては、長期避難の認定期間、こちらは県の方が期間を認定しておりますので、この後の解除の日程等も示されて参りますけれども、その期間の中で契約をしていただくということになって参ります。では自分はどうなのかということがあるかと思っておりますので、こちら被災者支援室の方へ個々にお問い合わせをいただきまして、どのような制度がいつまでに申請していただければ該当になるのか、この辺をご案内させていただきたいというふうに考えております。こちらの支援金については、市から皆様へお渡しするものではなくて、都道府県センターというセンターから皆様の方へ支援金が入りますので、その手続きのお時間ということで、お振り込みまで2ヶ月程度かかってしまうということになります。必要なものは建築や購入される場合には、売買契約の写しである

とか、賃貸契約書の写しとか、そういったものが必要になって参ります。

こちらの国の支援金、それから市の方の支援策、合わせて一緒にご相談をいただいた際に、お手続きの方も一緒にご案内をさせていただきたいというふうに思っております。

一番最後のページ、フローという形で資料 10 のところ見ていただきますと、ここに当てはまらない方もおられるかもしれませんが、このフローの見方としましてはまず 10 ページ目、被害が全壊だった方。今応急仮設住宅にお住まいで、この後どのような再建をされるかによって、各支援が該当するしないを、○×で示させていただいております。

例えば、今市営住宅におられる方がそのまま市営住宅で生活再建したいというふうにお考えの方については、住宅の支援は 11 月まで市の方でご支援をさせていただきます。引越しのご支援は、引越しはしませんがご支援はさせていただきます。ただ先ほど言いました国の加算支援金は、公営住宅で再建をされる場合は申請をすることができません。

市営住宅と民間住宅等にお住まいの方が、民間の賃貸住宅で生活を再建したいとお考えの方。今民間賃貸住宅の方が同じところで再建、もしくは別の民間賃貸住宅で再建する場合に、同じところであればもう一度契約をし直す形になるかと思いますが、今度はご自身で家賃が発生して参りますので、その際に市の住居支援は 11 月までご支援させていただきます。引越しの費用についても申請をしていただきます。

民間の賃貸住宅のご契約をしていただいた場合には、加算支援金の申請をすることができます。全壊の方で区域の中に建設購入をお考えの方、こちらの方については、住居支援については再建ができるまで支援をさせていただきます。引越しができるようになったら引越しのご支援や、それから加算支援金については、申請をしていただけるタイミングでご申請いただきます。こちらがさっき申しました 37 ヶ月というお話がございますが、復興の進み具合によって、37 ヶ月でお家を建設することは難しいということであれば、こちらは申請期間の延長について市の方から県を通じて国へ相談して参りたいというふうに思っております。

次に資料の 11、長期避難世帯の方。今現在長期避難世帯の認定を受けてらっしゃる方。こちらの方については、民間賃貸住宅に今長期避難の方でお住まいの方が、そのまま民間賃貸住宅、もしくは別の民間賃貸住宅、ここで生活を再建したいとお考えの方についても、11 月まで市の方で住居支援を続けさせていただきます。引越し支援についても同じようにさせていただきます。先ほどの加算支援金の申請は、長期避難世帯の認定期間内に契約をする必要があります、ここが先ほど全壊の方とはちょっと違うところになって参りますので、ここもこの後再建をお考えの際にご相談いただいたときに、改めてご案内をさせていただければというふうに思っております。

長期避難世帯の方で、区域内のご自宅が残っていて、そこへ解除とともに戻られる方。こちらについても 11 月までに戻っていただいて、ここまで住居の支援をさせていただき、戻る際に引越しのご支援をさせていただきます。先ほど申しましたが加算支援金が該当にならないので、戻られるときのお家のクリーニング等にお使いいただくために、

市の方の上乗せの支援金、こちらをご申請いただくという形になっております。

私からの支援策の説明は以上になります。皆様の資料の中の一番最後に、被災者支援室のパンフレットをつけさせていただいております。こちらの支援室で、今ご説明をした支援策のご案内をさせていただきますので、自分はどういうふうな形の支援を考えていてどういう支援が受けられるのか、生活の再建でどういう支援が受けられるのか、というふうなご相談をぜひしていただきながら、一緒に生活再建の方向性みたいなものをご相談していただければと思っております。

11日に同じ説明をさせていただいたところですが、今日も何件かお問い合わせをいただきまして、早速足を運んでいただきました。ぜひ皆様、こちらの方にご連絡いただきまして、一度ご相談にお見えいただければと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

■（司会）三枝 健康福祉部長

ただいま生活再建支援策についての詳細説明がございました。資料も少しボリュームがありました。説明の内容、また支援策の中身についても、かなり複数ございましたので、また少しですね皆さんが目を通しただいて、疑問点等があれば、この後ご質問の時間をとらせていただきたいと思います。

次の説明に入らせていただきます。警戒区域解除に伴う地域への帰還について、危機管理課のほうより説明させていただきます。

■高久 危機管理監

皆様、こんにちは。私、熱海市危機管理監の高久と申します。よろしく申し上げます。また本日はですね、お忙しい中説明会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私の方はですね、お手元の資料3というものと、あとはちょっと横に大きいですね、A3というサイズなんです、図面の方をご覧くださいと思います。

それでは説明の方を始めさせていただきます。私からは、ライフラインの復旧予定エリアと、帰還のための作業スケジュールについて説明をさせていただきます。

初めに、先ほど市長から説明がありました解除予定日であります9月1日までに、ライフラインが復旧する予定の区域について説明させていただきます。お手元にあります、ライフライン復旧予定エリアの青色に塗られている部分が、今の時点で9月1日までに上下水道、電気、ガス電話は一応すべて復旧する予定というふうになっています。解除日に向けまして道路を掘削するなど工事を行って参りますが、一部仮設工事による復旧となりますので、ご理解賜りたいと存じます。また今後の工事の状況によりまして、復旧するエリアが変わることがございます。警戒区域の解除を正式にお知らせする際には、改めてライフライン復旧エリアをお示しさせていただきますので、よろしく

お願いいたします。

次に、帰還のための作業のスケジュールにつきまして、説明をさせていただきます。先ほど市長からも説明がありました通り、帰宅の前に自宅の補修、クリーニング、ライフラインが使えるか等の作業を行っていただきたいと考えています。そこで帰還に向けて、ご自宅の補修等を行うための一時立ち入りをですね、5月の中旬から実施をさせていただきますのでご案内いたします。

5月の中旬から帰宅に向けて、現在の建物の状況を確認するために、建築事業者様等と警戒区域に入る場合には、事前に危機管理課までご連絡をいただきたいと思っております。また、その事前に工事等の打ち合わせを行っていただきまして、修繕等の工事に入っていくのは7月の中旬からを予定しております。修繕等の内容決まりましたら、工事日や車両、重機の使用等がわかるスケジュールをご提出いただきたいと思っております。その提示されましたスケジュールによりまして、区域内には復旧作業の工事が毎日行われております。また、原因の作業等もございますので、その辺の調整をさせていただきたいと思っております。ご不明な点がございましたら、危機管理課までご相談ください。

もう1点でございますが、帰還に際しまして、上下水道、電気、ガス、電話などのライフラインがご家庭に安全に届いているか、の確認をする必要がございます。そのため確認作業が必要となることから、立会いのご協力をお願いいたします。また改めまして、個別にお知らせしますので、その際にはご協力くださいますようお願いいたします。

また、警戒区域が解除されるまでは、区域内の立入りには、各自ヘルメットをかぶっていただき、安全対策を行った上での立ち入りをお願いいたします。

最後に帰還後についてですが、河川や道路工事、ライフラインの復旧工事は継続して行われておりますので、岸谷本線を多くの工事車両が行き来し、従来通りの通行に支障をきたす場合や、工事箇所の車両の通行止め、振動騒音など、ご不便をご不自由をおかけすることがございます。また、民地をお借りしまして工事を行わせていただくことも想定されますので、大変恐縮ではございますが、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。説明の方は以上となります。

■（司会）三枝 健康福祉部長

それでは、ただいま警戒区域の解除に伴う地域の帰還についてということで説明がございました。全体の説明をですね一度にしてしまいました。ここでご質問に入るわけですが、少し、ご質問をお考えいただく時間ということで、5分ほど一度休憩をとらせていただきたいと思っております。48分から再開いたしますので、5分ほど、少し資料の確認をお願いいたします。

なお、ライフラインの復旧の地図図面の方は、後ろと窓側にも大きなものをご用意しておりますので、もしご参考になる方はぜひご覧ください。

(休憩)

■ (司会) 三枝 健康福祉部長

お待たせいたしました。それでは、ここからは質疑応答に移らせていただきたいと思います。まず、本日ご説明をさせていただきました内容について、ご質問にお答えをしたいと思います。恐れ入ります。ご質問のある方はその場で、まずは挙手をお願いいたします。私の方からご指名をさせていただきます。係の者よりマイクをお届けいたしますので、お受け取りいただきまして、マイクを使ってのご質問をお願いいたします。その際、差し支えなければ、お名前をお伝えいただければと思います。

限られた時間となりますが、順番にご質問いただきますようご協力のほど、よろしくをお願いいたします。それでは、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

■ 説明会出席者

岸谷の上の〇〇です。お世話になります。

今の住宅再建のための実施、利子助成制度のことなんですけども、1,000万円を上限ということなんですけども、3,000万円を借りると、1,000万円少しずつ返していくと、1,000万円になるんですけども、その最初の1,000万円に対してなのか、一番最後まで残った1,000万円に対して助成なのか。年数の制限があるのかどうか。そういうことをお知らせください。

■ 小山 長寿介護課長

はい。利子助成の関係になるかと思います。今、本当にご質問いただいたところ、詳細について詰めているところではございますが、なるべく皆様のご負担がないように、そしてなるべく多くの形でご支援をしたいというふうに考えております。

1,000万円の上限に対してというところは、多分利率は同じ利率で、そこから1,000万円のところで計算をして、その分を一括でというような形になるのかなというふうに今考えておりますが、今〇〇様のご質問ですと、残高がだんだん減って残りの1,000万円へのところからの、残りの部分の利子なのかどうか、というお話だと思いますが、ちょっとその辺のやり方についても今検討している最中ではございますので、詳細についてはまた改めてご相談させていただければと思います。

■ 説明会出席者

利息のことなんですけども、1%の方もいらっしゃるし2%の方もいらっしゃるんです。それよりか、保証料が非常に高いものがあるんですけども。前、私が借りたときには、その保証料を一括で払わなくて利息に上乗せで払ってた、っていうことがありました。それも含まれるんでしょうか。

■小山 長寿介護課長

今現在のところはそこを入れる、というふうなところでは設計ができておりませんので、そういったこともあるということをお伺いしましたので、それも踏まえてまた検討して参りたいと思います。

■説明会出席者

お願いします。あと、ライフラインはどこまでがライフラインになるんですか。危機管理監にお願いしたいです。

■高久 危機管理監

今青色のですね、言われている部分のところに我々の言ってるライフラインというのは上下水道、あとは電気、電話、ガスですね。ここをライフラインと言ってます。

■説明会出席者

温泉は入らないってことでよろしいんですね。

■高久 危機管理監

今の工事の、私がお話した中にはですね、温泉を含めてお話しはしておりません。

■説明会出席者

納得いかないところもあるんですけど。走り湯の工事をしていますよね。そのところが、警戒区域なんですけども温泉がOKになっていると。それはどういう理由ですか。掘削をしてるんですけども。また他のところも、多分温泉の管を、上のほうから水路を通して、下の施設に送る工事をこれからするところがあると思うんですけども、そういうのも、本当は計画区域を通るところはライフラインでないっていう考えでよろしいんですね。温泉を引いてく管ですね。あと水道でも施設の水道の管はどういうふうになるのか。

■高久 危機管理監

温泉の部分についてはですね、今回ご説明をさせていただいてないんですけども、実際にはその復旧のための作業というのは入っておりますが、多くの方に、皆様になるべく早くご提供したいということで、上下水道はさせていただきました。その温泉のことについてはこう引かれてる方もいらっしゃると思いますし、それがまたその生活の一部になってると思いますので、そちらはそちらでやりますが、すいません。本日の説明の中では、そこは含めておりません。

■説明会出席者

よくわかんないですね。温泉は含まれないということで理解しました。

それであると、商工会議所の方から、住宅店舗リフォーム工事というのを助成しますっていうのがあって、工事費の10%で最大10万円まで助成しますという制度があるんですけども、それは今回のその戻ったとき、11日から申請が始まるんですけども、市の補助金と重複して、それも受け受けることができるのかどうか。そうするとうまくすると、100万円ではなく110万円補助を受けられる可能性があるということです。

■稲田 副市長

すいません。今のリフォーム補助金の件ですけれども、商工会議所と、今回伊豆山の復旧作業の方のこの工事については調整をしておりますので、今の話は少し持ち帰らせていただいて、スケジュールの問題もあると思いますし、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

■説明会出席者

受付が17日の10時からで、先着順ということなので、今日明日にしないと、もしそういう方がいらっしゃると間に合わない可能性があるもので、お願いしたいと思います。

■稲田 副市長

申請の関係でいきますと、スケジュール的にはそちら間に合わないと思います。先ほど説明がありましたように、連休明けから内部の補修の確認作業に入っていただくということですので、この時点でどういうリフォームするかについて申請の段階まではいかないと思います。ただ今後のこともありますので、商工会議所のリフォーム補助金についての考え方は確認させていただきたい、というふうに思います。

■説明会出席者

非常に、このやった時期が遅かったっていうことですね。

■稲田 副市長

基本的にはですね、リフォーム補助金の目的と我々が伊豆山の復旧のためのこの支援金の目的が違うので、そこに合わせるというところ、そもそも、そのリフォーム補助金を使って伊豆山の方の復旧工事をやっていただくということは予定しておりませんでしたので、その辺をご理解いただきたいというふうに思っております。

■説明会出席者

理解はするんですけども、できるものができなかった可能性があるということは認め

ていただきたいと思います。

■稲田 副市長

ご意見としてお伺いしますが、そのことのために、リフォーム補助金の商工会議所の目的は、通常の方のリフォームの補助金ということで進めていると思います。我々の方は、伊豆山の方たちの復旧のための支援というところで支援策について検討を進めていたということです。

基本的にはですね、これはかぶらないというのが原則的な考え方じゃないかなと思います。ただ、商工会議所とお話をしてませんので、仮に間に合ったときに、それがいいかどうかというところの確認をとっておりませんが、今後そういうことがあればですね、その辺を確認をして、ということでさせていただきたい。

■説明会出席者

非常に納得できないんですけども、これを見ると屋根とか外壁の修理とか、壁紙の張替え工事っていうのもリフォームの対象になってるんで、本当に住民の負担が少なくなるような形で運用していただければありがたいということです。以上です。

■（司会）三枝 健康福祉部長

はい。ご指摘の部分は商工会議所の方にまずは確認をとらせていただいて、改めてご回答をさせていただくということでご了承いただけますでしょうか。

■説明会出席者

今現在、道路の復旧の予定というのはどの程度でき上がってるのでしょうか。

修繕作業をするにしても、いちいち上と下とで連絡し合っていないと、車が全く入ってこれない状態になるんですね。その辺はどういうふうに考えているのでしょうか。

■（司会）三枝 健康福祉部長

具体的に例えば、少しエリアが広範囲にわたりますが、お客様のお近くの場所が、例えば神社線の上であるとか下であるとか、何か教えていただけることがありますか。

■説明会出席者

今現在、逢初橋のたもとのところは道が、道路下が全くなくなっちゃってて、いわゆる完全な通行不可能な状態なんですね。そうなる、いわゆるお地藏さんのところからずっと下って来ても、全て行き止まりなんですよね。そうなる、これまで立入りしていたように、上と下で連絡し合ってるような状態だと、修繕作業もほとんど進まないと思うんですけども、どうでしょうか。

■濱島 復興支援室長

復興調整室の濱島と申します。よろしく申し上げます。

現地の道路の復旧についてです。これまでの説明会で説明させていただいている通り、新しい道路の計画等ございますが、今そちらの道路に関しては土地を譲っていただく用地のお願いを進めているところで、新しく整備する道路や改良する川に関しましては、これから工事を、用地の買収をさせていただいてから行っていきます。今予定しています9月1日の皆さんに中に入らせていただけるようになる期日までには、その工事は完了しませんので、既存の道路で壊れているところを、今熱海市の方で点検をしているところです。皆さんに安全に入らせていただくために、修繕が必要なところを、これから秋に向けて工事を行いまして、安全が確保できるようにして戻っていただくようにする予定でございます。

ただ、やはり今おっしゃられたように、工事車両等が行ったり来たりということもありますので、今まで通り交互通行でできない場合、例えば一方通行で規制をかけさせていただいたりとか、そのようなご不自由をかけることがあるかと思うんですけども、まずは皆さんになるべく早く現地の方に入らせていただけるようにということで、現地の利便性については、まだ途中のところも残るかもしれないですが、ここに関しましてはご理解をいただければと思います。

■（司会）三枝 健康福祉部長

いかがでしょうか。よろしいですか今のお話で。はい。

その他、ご質問ある方いらっしゃいますか。一番後ろの方。

■説明会出席者

〇〇と申します。生活再建支援策についての4ページ、引越しにかかる費用の支援のところ、その他のところで、申請には引越したことが確認できるものをご提出していただく予定です、と書いてあるんですけども、それは具体的にはどのようなものっていうのはありますか。

■小山 長寿介護課長

実際に引越しをされる方で、引越し業者さんなんかを使える場合は、そういったことの領収書であったりとか。あとは新たなところの再建先の、これは先ほどお話した支援金の申請の時にも、契約書の写し等をご提示いただく予定になっておりますので、そういったもので、新たに移る先がわかるようなもの。なるべく皆様にご負担のないような形で確認がとれるようなものを想定しております。

■説明会出席者

ということは、引越しにかかる費用の支援だけでも、引越した後に受け取れるっていう形ですか。

■小山 長寿介護課長

一応、引越しをしていただくということのお願いになりますので、引越しの確認が取れてから、というような形で今は想定をさせていただきます。

■説明会出席者

はい、分かりました。ありがとうございます。

■説明会出席者

岸谷の〇〇と申します。

警戒区域解除後の、防犯・防災体制についてということの一つと、あと戻れる見込みについての2点、お伺いしたいんですが。

まず計画日、9月1日に解除になるようですけども、そうすると当然一般の方も入ってこられる。今、一時立入りで入っているけど観光客が普通に入ってきます。ここ駄目ですよって私、声をかけたことがありました。そんな形の中で、おそらく解除すれば見にくる方がたくさんいらっしゃると思うんです。そういう方に入っちゃ駄目だよって、もう言えないわけじゃないですか。

例えばですけども、ある程度の期間、ある程度の人数、世帯が地元に戻るまでは、地元の間人関係者以外は立ち入り禁止とかに、もしもできるのであれば、そういうようなことができるのかどうか。もしそれができないのであれば、下の方は人が誰もいませんよね。そういうところに関係ない人が入り込んでしまう。盗難の被害があるということが当然心配されると思うんですけども、それについての何か対策があるのかどうかというのが一つ。

それと今回、9月1日に戻れる方っていうのはエリアで示していただいたんですけども、この中に入っちゃる方はとりあえず安心できてよかったな、というのは思うところなんです。この区域以外の人はいますよね。その方たちもみんな、早く帰りたいと思っています。それなので、もうこのときってピンポイントではなくていいので、この辺の人はこのぐらいには帰れるのではないかと、っていうのを示していただけると我慢できるっていうか頑張れるっていうか。あと1年なら頑張れるけど、3年かかるのは嫌だ、5年ならもう持てない。そういう考え方ってあると思うんです。自分のこと、子どものこと、親のこと、いろいろ考えなければいけないことも皆さん多いと思う中で、ある程度の目安を示していただくと、こちら側としても動きやすいし、将来のことを考える指標になる。もちろん予定ですから、遅れても早くなることはないんじゃないか

とは思いますが。でも一応の目安を教えていただけるのであれば、そこに向けて頑張ろうかなっていう気になるんですが、その辺はいかがでしょうか。

■稲田 副市長

まず、部外者の立ち入りです。これについてはですね、警戒区域を設定する前、もうかなり苦慮した内容で、警察ともそういう方を、いわゆるY o u T u b e rの方と云っちゃっていいのか、そういう方とか、いわゆる地元住民じゃない方が立ち入ることを正規に禁止するにはどうしたらいいか、っていうところも警察といろいろ協議した中で、63条の警戒区域をかけようということにした経緯があります。この解除にあたっては警察とも協議を始めておりますが、まず人が入ってくることを止めるっていうのはなかなか難しい。ただおっしゃるように、警戒区域内をどこでも入っていいのかっていうと、そういうことではないので、また詳細が決まりましたら皆さんにお願いしますけれども、いわゆる私有地、個人のお宅に立入禁止の看板を出して、いわゆる私有地なので無断に立ち入らないようにということを、表示をしていただくなどをすることによって、警察もそこに対して動きやすくなるというお話も聞いております。

そういうことと、あともう一つは車の進入については我々も苦慮しております、先ほど道路の復旧状況のご質問もありましたが、なかなかですね、こここのところの進捗具合が苦慮しています。9月1日の時点で道路は安全対策をしてですね、危険がないような道路状態にはしたいと考えておりますけれども、車が入ってうまく抜けれる状況になるかっていうところがまだはっきりしないので、警察には少なくとも車については許可車両だけ進入可というようなことができないか、ということは今相談しているところでございます。

それからライフラインについてです。先ほど、ライフラインと一言で言ってますけれども、皆さんがご家庭に戻る最低条件として、上下水道、電気、ガス、そういうことで色を示させていただいた経緯があります。これはですね我々も9月1日までに戻れるご自宅のあるところは、すべてそこを復旧したいというふうに思っておりますが、工事の進捗もそうなんですけれども、今一番苦戦しているのが電気です。電気は電柱を建てなければいけなくて、仮設にしても電柱を建てなければいけない。これは皆さんのご協力なしでは、なかなか進まないというのが正直なところなんです。ぜひ電気を全域に1日も早く通せるように、東電のほうでこのあたりに建てたいというようなところを今出してると思うんで、そういうようお願いに上がった際はですね、ぜひ皆さんにご協力いただいて、電柱を立てる土地について許可していただけるようなことができれば、その辺のスピードが早まるんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ皆さんのご協力をよろしくお願いします。以上です。

■説明会出席者

すいません。ありがとうございます。

一つお願いしたいのが、以前もう大分前なんですけど、伊豆山神社線を通ったときに、伊豆山神社線から被災した上の方をバックに、ピースサインをして写真を撮ってる観光客がいたんです。SNSなんかは今盛んですから、当然警戒区域入っていいよとなったら、入って人のうち勝手に写真撮ってあげる人も出てくると思うんです。できましたら、なかなか難しいとは思いますが、でも、できましたらそういうことされると非常にみんな傷つきます。見世物にされてるなって、やっぱり思ってしまうんです。なのでそういうことも考えていただければと思います。ぜひお願いしたいです。

■（司会）三枝 健康福祉部長

他にご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

■説明会出席者

今のピースサインっていう話とちょっと関連なんですけど、うちはまだ公費解体に応じてないという形で、家の残骸が残ってるんですが、たまに行ってみると仏壇の戸ですとかタンスの引き出しとかね、とんでもないところが、いろんなものが開いてたりして、泥棒が入ってるなっていうのは分かるんですよ。金目のものはないにしても、やっぱり気分のいいもんじゃないもんで。もう少しこの警察の巡回ですとかね、監視カメラをつけているっていうのはわかるんですけど、そのチェックとかね。そういったものもやってもらえればなとは思いますが。以上です。

■高久 危機管理監

ご意見ありがとうございます。この後ですね解除をするにあたりまして、今、監視カメラは警戒区域の入口の近くには警察のほうでやっていただいているんですけど、今後はその中にもですね、少しでも先ほどのご意見もございましたので、人がいない状態にありますので、そこに監視カメラや街灯なりをつけて明るくするというようなことも併せてやっていきたいと思っておりますので、ご理解お願いいたします。

■（司会）三枝 健康福祉部長

はい、ありがとうございます。その他ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。ただいまの説明の部分に関連したご質問ということで承っておりますけれどもいかがでしょうか。

■説明会出席者

すいません何度も。先ほど戻られた9月1日以降のことで防犯体制って言ったら、防

災体制を聞くの忘れてしまったんですが、不安定土砂を行政代執行でとっていただいているんですが、まだ心配な土砂が上に残ると思うんです。それが、普通は崩れないようなお話なんです、万が一崩れてきたときにその住民に知らせる体制、今は何か線が切れたらサイレンが鳴るとかあるじゃないですか、そういうものっていうのは残るんでしょうか。それとも、そういうものをすべて撤去して、その残った土砂が崩れてきたときに、また住民に知らせる手だてがなくて、住民は逃げ遅れてしまう。そんなようなことがあると困るんですが、そういうことについては何かお考えでしょうか。

■稲田 副市長

まず、砂防堰堤が完成をして不安定土砂が取り除かれるということで、県でも検証委員会と検討委員会が開かれて、いわゆるハード的な安全については確保されたというように結論を出されたという経緯があります。

今後の警戒体制ですけれども、不安定土砂が5月末に仮に取り除かれてもですね、私たちとすると警戒区域解除の9月1日までは現在と同じ警戒体制っていうんでしょうか、見回りも含めて同様に続けていくというふうに考えております。その検討会の中でもいわゆる専門家の皆様のご意見を踏まえて、かといって、それで安全が確保されたというその意味は、通常の災害、通常の台風であるとかそういう時の、通常の警戒体制に戻るといえることですので、我々が通常の警戒と合わせて皆様にお知らせするっていうんでしょうか。今までは、警戒区域を設定をして、伊豆山エリアについては特別な体制をとってきましてけれども、今後は通常の災害の対応に移行していくというふうに考えております。

ただ、今言ったお知らせ、いわゆる皆さんへの避難通知っていうんですかね、お知らせする方法については、我々も検討しておりまして、できるだけ皆さんに的確に早く正確に、皆さんにちゃんとそれが届くような方法を今考えているというところで、防災ラジオであったり、また台風とかですと、サイレン等いろいろと音が聞こえにくいなんていうところもありますので、その辺のSNSを使った発信であるとかっていうところを行うとともに、住民の方に周知をしていくということで、9月1日に向けて皆さんにお知らせしていくということで考えています。

■説明会出席者

ありがとうございます。ぜひ、同じことは繰り返さないでいただきたいです。28人尊い命がなくなっていることを忘れずに、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

■説明会出席者

伊豆山の〇〇です。よろしく申し上げます。

今崩れたところの土砂を撤去してますよね。隣だとか俺、そっちの別荘地の聞いた話

では、あっちも危ないって聞いたんだけど、本当に大丈夫ですか。あっちのが危ないっていろいろ聞いたんだけどね。それで本当にこっち側が崩れちゃったから、それを心配しているんですよ。本当に大丈夫ですよ。

■稲田 副市長

確認なんですが別荘地っていうのは？横ですか？

■説明会出席者

ソーラーの下のところ。普通の土囊のところの上に乗っかってるだけだと思う。高く土を盛り上げるだけで、その上にソーラーがのっかっている。本当に大丈夫なの。

■稲田 副市長

そこについては市としましても、安全性の確認について・・・

■説明会出席者

今まで安全安全ってこんなことになっちゃったから、それが心配なんですよ。

■稲田 副市長

県にも確認をしながら、この説明会、警戒区域解除の予定日を発表する前に、その安定性については、県に来ていただいてですね、3月19日に説明会をさせていただいたという経緯がございます。その中で、他の部分というんですかね、行政代執行をしている場所とその周りの安全性について、県の方から説明を受けたということでもあります。

■説明会出席者

何もなければいいですけどね。今まで何もないなんて言って、こんなことになってんだから。心配してますよ。

■稲田 副市長

実際こういうことが起きて、我々も心配をしているということです。で、その辺を県に調査等も含めて確認をお願いし、県が調査した結果で答えをいただいているということです。そういうところについては引き続き、皆様のご不安について県の方にも確認していきたいというふうに思います。

■説明会出席者

どうもありがとうございました。

■（司会）三枝 健康福祉部長

その他、ご質問ございますでしょうか。よろしければ、時間が少なくなりましたけども、説明会以外の部分です、少しご質問があれば時間の限りお受けしたいと思いたすがいかがでしょうか。はい。じゃあお願いします。

■説明会出席者

岸谷本線の逢初橋から岸谷倶楽部のところを通過して、仲道までのバス停は何年後に本当に完成するのか。今、お祭りの時期でお神輿が上がってきたんですけども、そのところが本当に何年後になれば通れるのか。

また岸谷倶楽部から岸谷のバス停まで、その岸谷2号線。そのところが、いつ通れるようになるのか教えていただきたいと思いたす。予定が何年後になるのか。

■渋谷 都市整備課専門監

都市整備課復興担当の渋谷と申します。どうぞよろしくお願いたす。

今、〇〇さんからご質問いただいた道路整備状況、事業の完了の予定でございますが、今言った岸谷本線に関する事、2号線に関する事につきましてはですね、関連地権者の皆様のご意見、ご意向の確認、同意等ございます。それが1点ということと、あと河川、今の新設道路の整備状況によってですね、大きく変わってこようかなというところでございますが、やはり今の河川の状況は、今言われているところで、令和6年というところがございまして、その状況の中で今年度どこまで進捗が進むのか、というところが一つ大きな鍵になってくるのではないかなというところで、今のこの時点ではいえるのかなというようなところでございます。

近況に関してはですね、当然進捗状況これから復興我々担当がですね、社会基盤として事業を進めて参りますので、また皆様の方にはですね、情報を共有するようにですね、発信をして参りたいというふうに思っております。以上でございます。

■説明会出席者

2年後にはできるということによろしいんですね。

■渋谷 都市整備課専門監

申し訳ございません。正確なところは、また皆様の方にはですね情報を提供して参りたい、お知らせをして参りたいというふうに思いたすけれども、そこまでかからずに、今言った岸谷2号線でありますとかはですね、目指して参りたいというところ、予定をしていきたいというふうに思いたす。

■説明会出席者

岸谷倶楽部なんですけども、地権者が31人多分いると思うんですけど、そこも大体の方の子孫がわかったようなんですけどあと何人わからなくて、そのところがもしこのところで名前がわかれば聞いていただければ、関係者の人が出てくるんじゃないかっていう気もするんですけども。

■渋谷 都市整備課専門監

はい。非常にありがたいと思っております。〇〇さんの方ですね、今の関係というところで、地権者の方にも入っているというふうに存じ上げてるところでございますので、またそこも、地権者の関係の皆様をこれから申し訳ございませんが、ちょっと整理といいたいでしょうか、させていただきまして、その地権者の方々をですね、一応情報というところで、またご説明なり、またご相続されているのかどうかというところもですね、整理していかなければならないんじゃないかなというようなところだと思いますので、またいろいろと情報を教えていただければ、というところでございます。

■説明会出席者

何人ご不明の方がいらっしゃるのかって聞いてるんですけど。

■渋谷 都市整備課専門監

申し訳ありません。お答えできる資料を持ってございませんので。また改めて情報させていただきたい発信させていただきたいと思います。申し訳ございません。

■説明会出席者

あと、換地設計なんですけども、小規模住宅改良事業を行うっていうことなんですけども、それはそのまま行うということによろしいんですか。

で、もし他の方法があるなら、どういうふうな方法があったのかとか、小規模を選定した理由。我々住民に対してどういう利点があったのか、他の制度と比べて何が利点なのかとか。県の逢初川の計画も含めて、住民がどういうふうにしてそれを承諾したのか、小規模とか逢初川の計画を承諾したのか、それを教えてもらいたいんですけど。

■渋谷 都市整備課専門監

はい。まず小規模事業というところがございますけれども、そもそもきっかけというところがございますが、発災当初ですね国の方とか、県の方、いろいろな方にご支援をいただいたことですね、熱海市に入っていた中で早急に復旧復興を進めるための事業として、何が一番最善なのかというようなところでご指導いただきました。当時の熱海市の方はですね、申し訳ございませんが知識を持ち合わせておりませんでしたの

で、国なり県のいろいろなご指導があった中でですね、何が最適なのか、復旧復興にとって何が一番いい事業なのかなというところですね、教えていただきながら進めていく中で、小規模事業というところが一つの事業としてあった、というようなところでですね、早急な復旧復興に努めたかったというようなところがまず一つでございました。

ご質問については、同意というところですね、確かに被災者の皆様にはですね、お1人お1人というところで、同意というようなところについては欠けていたところだったのかな、ということで反省はしているところでございます。

あと、これからの事業についてですけれども、やはり小規模についてはある程度進められるところについては進めて参りたいというふうに考えております。またそれ以外に必要な事業っていうところはですね、また選択しながら復旧復興に努めて参りたいと思っております。以上でございます。

■説明会出席者

福岡県の玄界島に視察に行ったと思うんですけども、その結果が何も見えてこないんですけども。地震で玄界島は被災した後、ほとんどの住民が話し合いをして行政との対応したのかっていう、そういうの視察してきたと思うんですけども。現在居住してる人はどういうふうな気持ちでいるのか、それも流れで教えていただきたいんですけども。

■渋谷 都市整備課専門監

はい。玄界島に私の方で行って参りました。確かにですね、玄界島ではですね、小規模事業というところですね、事業を進め復興が完了をしているというようなところでございます。実際のところですね、私がお伺いした中ではですね、担当の方、十数年前でございますので、誰もいらっしゃらなくてですね、あらゆる質問に対してはですね、ちょっとまた時間も経ってるというようなところですね、正確な回答はいただけなかったというようなところかなというふうに思ってるところでございます。

ただ、いろいろ調べる限り、調べられる範囲の中ではですね、小規模を使って宅地を買い取って再分譲をかけて、皆様にまた買い取っていただいて復興をかけた、というようなところでした。

■説明会出席者

なぜ、分からないことを先に向こうに行き、こちらでもインターネットで調べられることを調べて、分からないことを向こうに問いかけて質問を受けるような形を、なぜとらなくて、十数年前で分からないというそのところを聞いてもらうのが視察じゃないんですか。

■ 渋谷 都市整備課専門監

質問ということに関しましては、一応お答えはいただいたんですが、正確なところで当時というところで、ある程度正確な答えではなかったのかなというところが一つだというようなところがございます。

■ 説明会出席者

そこが違う。ちょっと長く時間ください。

■ (司会) 三枝 健康福祉部長

今日の説明会の趣旨がございますので、少し・・・

■ 説明会出席者

いや、すいません。ずっともう去年の8月からずっとやれなかったんで。

■ (司会) 三枝 健康福祉部長

では、もう1点をお願いします。

■ 説明会出席者

いや、もっと長くやります。小規模の改良事業で土地を整地しますよね。直線的に区割りしたり、綺麗にしたりすると思うんですけども。今、ひとつの地番が、一つの大きいところを二つに分けたり、もう一つのところをまたそのところに持ってきて、綺麗な区画にすると思うんですけども、で、新しい区画ができると思うんですけども、その区画は複数の地番ができちゃうような感じになるじゃないですか。そうすると、所有者の負担が増えるんじゃないか、また市の負担も増えるんじゃないかっていうふうに思います。そうすると、住民の負担が多くなるっていうふうに思うんですけども、そのところを同一にするというそういうような考えとか、湯河原町のこのあたりは土地区画整理にして、地番と番地が一緒になってるんですよ。そういうことは考えてるんですか。

■ 渋谷 都市整備課専門監

小規模に関わる詳細につきましては、改めてですね、そういったご説明できる場というようなものは当然設けさせていただきたい。小規模にかかわらずというところがございますけれども、また説明する場を設けさせていただきたい。詳細についてはそこまでというところですよ。

■ 説明会出席者

去年もすぐ説明するって言って、渋谷さんしなかったんですよ、ずっと。だから渋谷

さんを私は信じられないんです。市に小規模で土地を売った人が入居できる段階でない。

■（司会）三枝 健康福祉部長

申し訳ありません。ご意見あると思いますけれども、少し内容が偏っております。ご都合が悪い方はご退席いただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。

■説明会出席者

長屋タイプの改良住宅を岸谷に建設する気はあるかということです。
皆さんの前で言わないと分からないと思いますので。

■説明会出席者

〇〇さん。私も質問があるから、一人だけでやらないでよ。

■説明会出席者

いや。ちょっと言わせてください。最後申し訳ないんですけど。

■説明会出席者

ちょっとって言ってずっとしゃべっているじゃないか。

■説明会出席者

はい。後でやらせてください。

■（司会）三枝 健康福祉部長

はい。大変失礼しました。

■説明会出席者

私、元岸谷の〇〇と申します。一つだけお聞きしたいんですが、2番の引越しにかかる費用の支援なんですが、これ申請用紙があるわけですか。どちらへ提出するか。

■小山 長寿介護課長

ありがとうございます。すべて支援策についてはご申請を受けてからのご支援になるかと思っています。先ほど6月の頭から申請を受け付けさせていただくように、今準備を進めておりますので、またその準備ができましたら、個々にご案内させていただきます。

■説明会出席者

申請書類はそちらへ伺うってことでよろしいでしょうか。

■小山 長寿介護課長

もしくは、郵送なりやりやすいやり方でやらせていただきたいというふうに考えています。

■説明会出席者

はい、わかりました。

■小山 長寿介護課長

お願いいたします。

■説明会出席者

〇〇です。ちょっとよろしいですか。この復旧エリアっていう青いところ、これはどういうふうに決めたのか、ちょっと教えていただきたいなと思って。

■高久 危機管理監

質問ありがとうございます。復旧エリアにつきましてはですね、上下水道、電気、ガスをですね、あわせて一遍に供給が可能だというエリアを、今それで設定させていただきましたが、まだこれで終わったわけではなくて、今、順次こう広げられるようにということの作業をしております。なので、現時点では一応この時点ですけど、また近くになった時にはですね、1件でも多く、他のエリアも色が塗られるように今進めて参りたいと思っております。

■説明会出席者

私2年ぐらい経って家に一時帰宅で帰るんですけども、何にも道も綺麗になってないし、何もなってないんですよ。ただ急に、もうこの復旧エリアですから帰ってくださってというのは、道もできてない。お年寄りなんかいるときにはどうするつもりですか。

■高久 危機管理監

はい。ただいまのエリアはですね、ライフラインが整っているというふうなエリアになっています。先ほども説明をさせていただきましたが、道路につきましてもですね、少しでもそこまでには、状態がいいよということなので、今整備を進めさせていただくように準備しております。

■説明会出席者

なるべく早くやったださるということですね。

■高久 危機管理監

やはり先ほど言いました通りですね、なるべく多くの方に帰っていただきたいというふうに思っています。またこの後に復旧工事も並行してやっておりますので、戻られた後にもですね、まだご不自由をおかけすることがあるかと思うんですけども、まずはなるべく多くの方に、まず一度帰っていただきたいという精神のもとにやっておりますので、すいませんご理解いただければと思います。

■説明会出席者

わかりました。

■説明会出席者

最後をお願いしていいですか。すいません。

■（司会）三枝 健康福祉部長

はい。説明部分のご質問はよろしいですか皆様。お聞き漏れはよろしいでしょうか。はい。では、最後の1点ということでお願いいたします。

■説明会出席者

玄界島やブルネイにね、議員の方や市の幹部が視察に行ってると思うんですけど、その結果が何も見えてこないんです。どのように行政に生かしていくか、これから道筋をきちんと示していただきたい、それがお願いです。以上です。

■（司会）三枝 健康福祉部長

それではお時間の方が参りました。長時間にわたりまして、ご協力いただきましてありがとうございました。またご質問等ございましたら、被災者支援室、平日は市役所がやってる間は開庁しておりますので、ぜひご連絡、ご一報をいただければと思います。本日は誠にありがとうございました。

以上